

仕入税額控除に関する税制改正への実務対応

平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する課税期間から適用

No.005「ベンチャー・中小企業等が受ける消費税法改正の影響」でもお伝えしたとおり、消費税法の改正により平成 24 年 4 月 1 日以後開始する課税期間から仕入税額控除の改正が行われました。これまでは課税売上割合が 95% 以上の場合、仕入税額の全額が控除可能でしたが、基準期間における課税売上高が 5 億円を超える事業者に限っては、仕入税額全額の控除が認められず「個別対応方式」と「一括比例配分方式」のいずれかで計算することになり、納税負担が増加することになります。今回のレポートでは実務的な注意点について解説します。

個別対応方式と一括比例配分方式とは

個別対応方式は課税仕入れを「①課税売上にもみ要するもの」「②非課税売上にもみ要するもの」「③課税売上と非課税売上に共通に要するもの」に区分して、下記の算式で仕入控除税額を計算します。

個別対応方式による仕入控除税額 = ①に係る消費税額 + ③に係る消費税額 × 課税売上割合

一方、一括比例配分方式の場合には、課税仕入れを上記のように区分する必要はなく、下記の算式で計算します。

一括比例配分方式による仕入控除税額 = 課税仕入れに係る消費税額 (= ① + ② + ③) × 課税売上割合

それぞれの方法による納税額の試算は下記のとおりです。(前提)

- ・ 売上等 3,000 百万円 (うち課税売上げ 2,910 百万円、非課税売上 90 百万円)
- ・ 仕入等 2,800 百万円 (うち①課税売上にもみ要するもの 2,500 百万円、②非課税売上にもみ要するもの 0 百万円、③共通に要するもの 300 百万円)

	個別対応方式	一括比例配分方式
課税売上割合	97%	
課税売上げに係る消費税額	145 百万円	
①に係る消費税額	125 百万円	
③に係る消費税額	15 百万円	
控除税額	139 百万円	135 百万円
納付税額	6 百万円	10 百万円

上記の前提のように預金利息や有価証券の売却収入など

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

財務部門の収益（非課税売上）が一定金額以上あり、かつ、「①課税売上にもみ要するもの」の割合が大きい会社については、個別対応方式が一括比例配分方式より納税額を少なくなります。

課税売上割合の正確な計算が必要に

課税売上割合は、(課税売上 + 免税売上) ÷ (課税売上 + 免税売上 + 非課税売上) によって計算されます。改正前は、非課税売上が預金利息程度しかなく、課税売上割合が 100% 近かった会社は課税売上割合を税額計算で使用しないため、それほど正確な計算は求められませんでした。しかし、改正後は課税売上割合を仕入税額控除の計算で使用することからより厳密な処理が求められます。

③課税売上と非課税売上に共通に要するものとは

個別対応方式の場合、課税商品の販売のみを行っている事業者であっても、課税仕入れのすべてを「①課税売上にもみ要するもの」に区分することは出来ません。どの事業者も通常は預金口座を開設しており、預金利息が生じるためです。預金利息に直接的に対応する課税仕入れは発生していないと考えがちですが、預金利息という非課税売上が生じる以上、本社部門など会社全体の運営に関する課税仕入れについては「③課税売上と非課税売上に共通して要するもの」に区分する必要があります。

対応の流れ

今回の改正は、日常的な仕訳処理に影響を及ぼすものになるため、まずは個別対応方式と一括比例配分方式のどちらが有利かを試算する必要があります。一括比例配分方式が有利な場合には、改正前と同様の処理で問題ありませんが、個別対応方式が有利な場合には勘定科目や部門ごとに取り引内容の確認を行い、どのような取引があるか洗い出しを行う必要があります。課税商品しか扱っていない事業者であれば、製造部門の課税仕入れは「課税売上にもみ要するもの」に該当し、本社部門の課税仕入れは「共通して要するもの」に該当するものとして処理を行う方法も考えられます。ただ、工場部門においても、社宅に関する仲介手数料など「非課税売上にもみ要するもの」が発生するケースも考えられるため、勘定部門や部門だけで自動的に区分経理を行うことはできません。したがって、入力担当者や伝票等を確認する上長の方についても、課税仕入れの区分の意味をある程度理解して適切な経理を行う必要があると考えられます。(文責：森永)

資料に関するお問い合わせ
税理士法人 青山トラスト 広報企画室
Email : info@aotaf.jp